

令和5年8月3日（木）4日（金）

令和5年度保健師中央会議

参考資料7

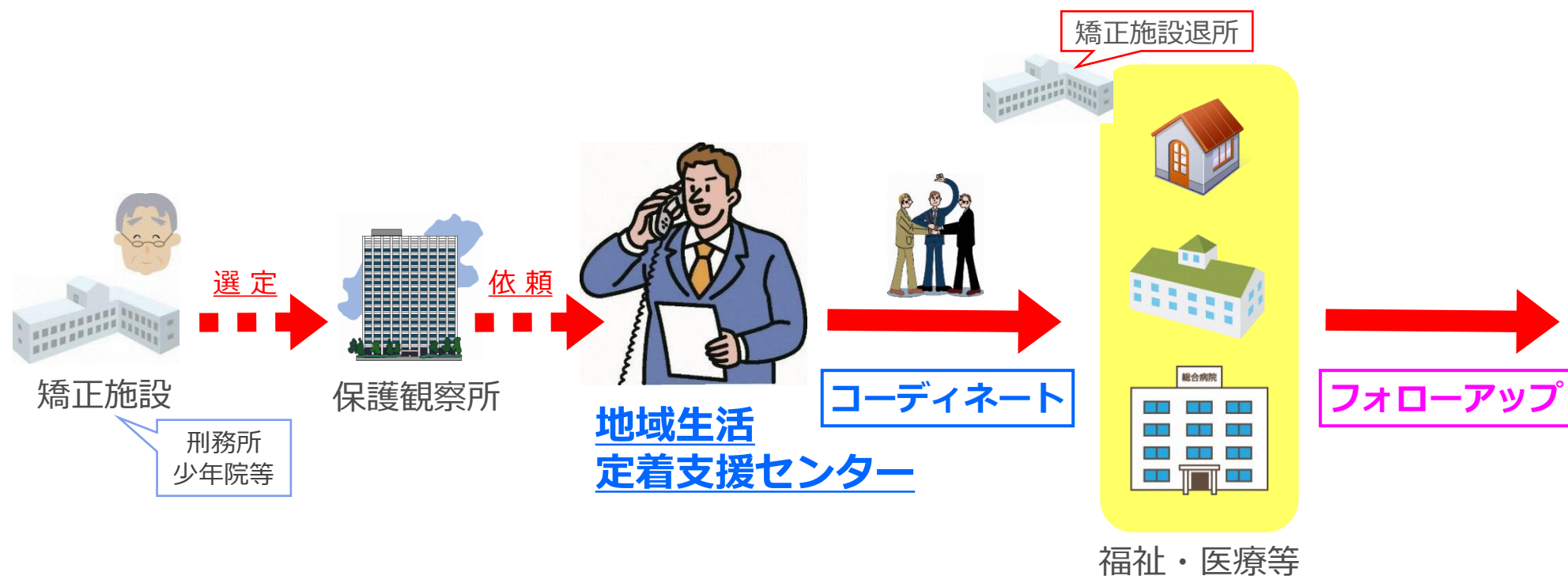
# 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

厚生労働省 社会・援護局

総務課

# 地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）とは？

平成21年度より、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。



矯正施設を退所する帰る場所がない障害者や高齢の受刑者等が、退所後も生活に困らず、安心して生活できるように、矯正施設入所中から退所後まで一貫した福祉的な支援（コーディネート/フォローアップ）を行う。

# 地域生活定着支援センターの概要①

⇒ 矯正施設を退所する帰住先のない高齢又は障害を有する受刑者等へ福祉的支援を行います。

## 事業の目的

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止対策に資することを目的とする。

## 実施主体

実施主体：都道府県（全都道府県で実施。社会福祉法人等に委託可）

## 事業内容

### 1. コーディネート業務

→矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）退所予定者の帰住地調整支援を行う。

### 2. フォローアップ業務

→矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う。

### 3. 被疑者等支援業務（令和3年度から開始）

→被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。

### 4. 相談支援業務

→高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とすると認める者について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行う。

### 5. 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等

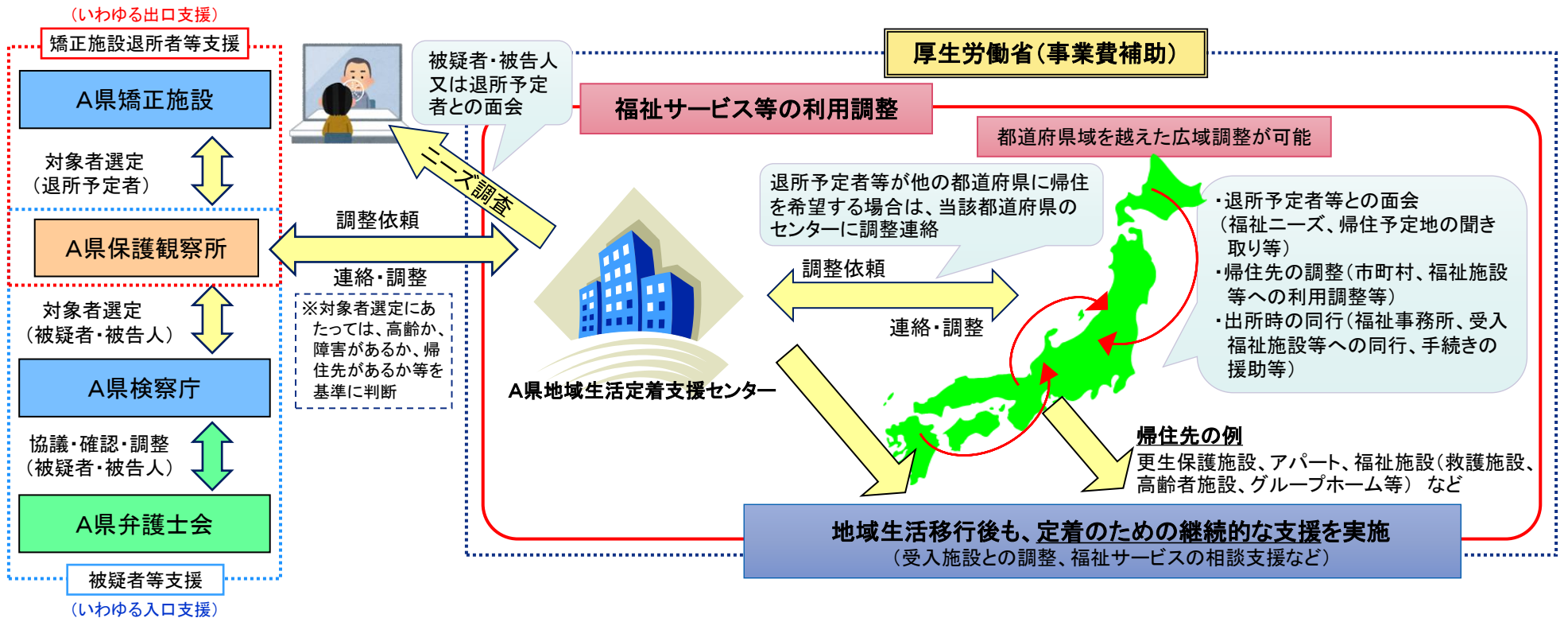
→センターは、（ア）刑事司法関係機関、地方自治体の福祉関係部局課や地域において福祉的支援を提供する事業者等と、恒常的な連携が確保できるよう、関係者相互間の連絡を密にし、（イ）当該事業者の支援技術の向上を図り、地域住民の理解を得られるよう、研修や普及啓発活動を行う。

（地域生活定着促進事業実施要領、地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針より一部抜粋）

# 地域生活定着支援センターの概要②

⇒ 令和3年度からは、被疑者被告人となった高齢又は障害を有する者等への福祉的支援も新たに開始。

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。（いわゆる**出口支援**）
- 平成23年度末に全国47自治体への48センターの整備（北海道のみ2箇所）が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 令和3年度、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う「**被疑者等支援業務**」を開始。  
（いわゆる**入口支援**）



【参考1】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

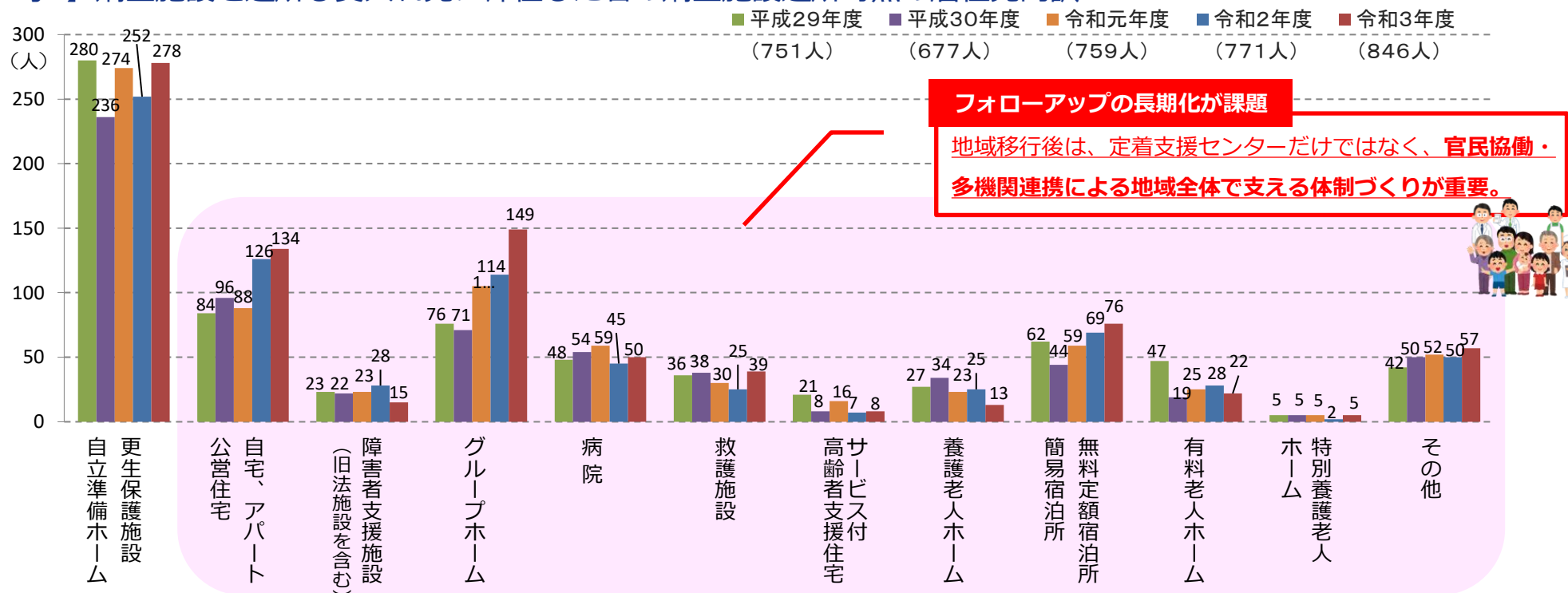
(単位：人)

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(27)	29(22)	56(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	384(342)
65歳未満	22(21)	135(132)	212(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	462(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。 ※※括弧内は令和2年度の実績である。

「精神障害あり」が最多

【参考2】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳



フォローアップの長期化が課題

地域移行後は、定着支援センターだけではなく、官民協働・多機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要。



※「救護施設」は、令和2年度・3年度については「生活保護施設」である。

# 地域生活定着支援センターの「現状・課題」②

## －専門的ニーズへの対応－

「矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳（平成30年度・令和3年度）」

- 近年、地域生活定着支援センターが帰住調整等の支援を行い、受入れ先に帰住した者のうち精神障害を有する対象者が大幅に増加している。
- 今後は、地域生活定着支援センターが行う帰住調整等の支援において、福祉的な支援だけではなく、**保健・医療領域（保健所等）との連携がより重要**となる。



**保健・医療領域との連携が重要**

精神障害の対象者が大幅に増加（重複障害含む）

**221人** / (合計667人) (平成30年度) → **368人** / (合計846人) (令和3年度) **+147人**

【参考】矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

令和3年度

	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	37(27)	29(22)	56(56)	4(1)	5(8)	8(6)	3(1)	242(221)	384(342)
65歳未満	22(21)	135(132)	212(188)	6(7)	11(13)	70(65)	3(1)	3(2)	462(429)
合計	59(48)	164(154)	268(244)	10(8)	16(21)	78(71)	6(2)	245(223)	846(771)

(精神障害) **368人**

(単位：人) ※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。 ※※括弧内は令和2年度の実績である。

平成30年度

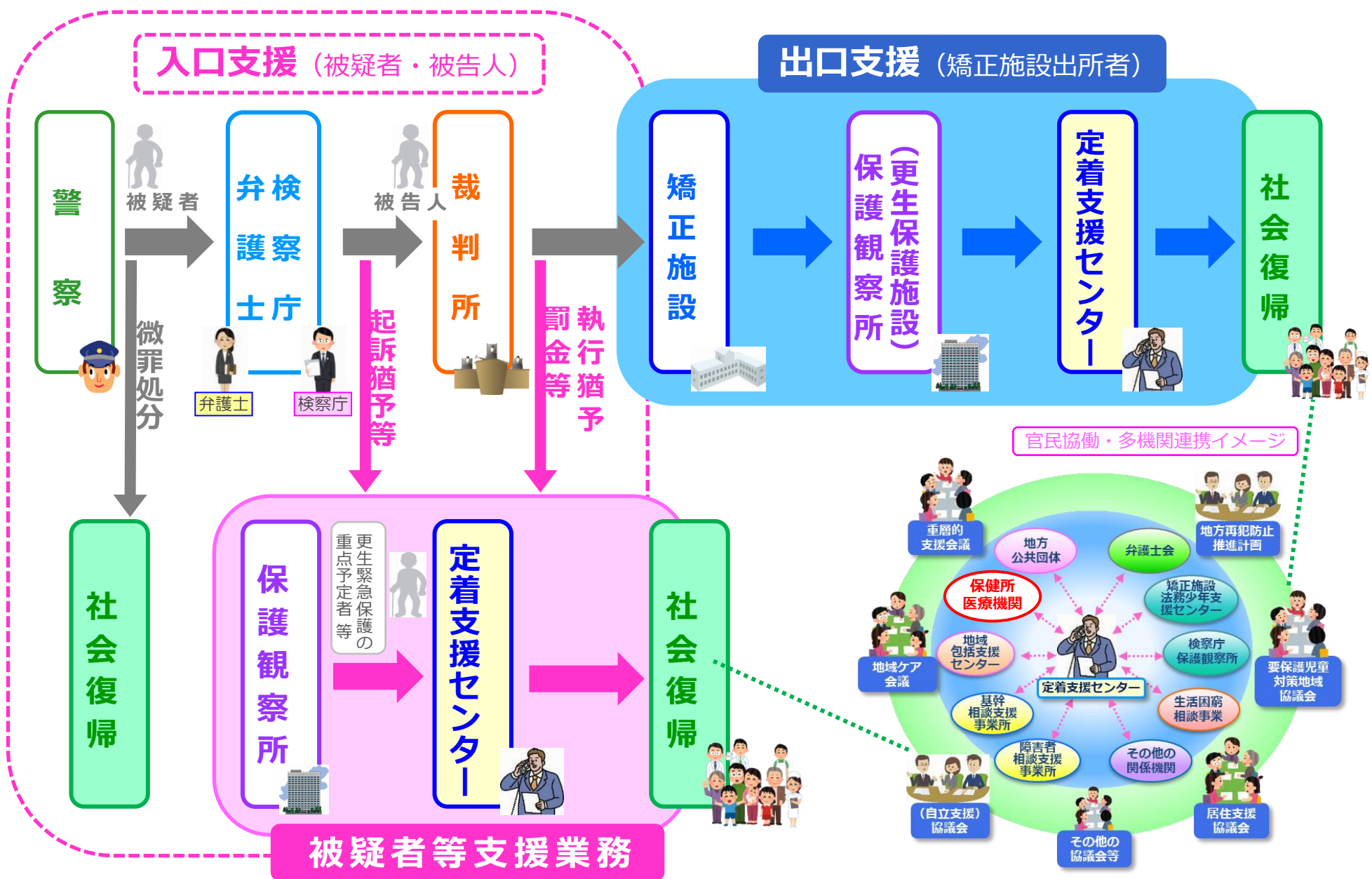
	身体障害あり	知的障害あり	精神障害あり	身体+知的	身体+精神	知的+精神	身体+知的+精神	その他※	合計
65歳以上	36(37)	31(34)	29(42)	1(1)	4(6)	5(7)	0(0)	248(248)	354(375)
65歳未満	19(22)	112(133)	115(109)	6(13)	11(16)	55(61)	2(4)	3(18)	323(376)
合計	55(59)	143(167)	144(151)	7(14)	15(22)	60(68)	2(4)	251(266)	677(751)

(精神障害) **221人**

(単位：人) ※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。 ※※括弧内は平成29年度の実績である。

# 地域生活定着支援センターの業務フロー –地域の総合力を生かした事業実施–

● 入口支援及び出口支援のいずれにおいても、保健・医療領域の機関も含めた**官民協働・多機関連携**による地域全体での支援体制が重要。



# －まとめとして－

1. 地域生活定着支援センターは、各都道府県に1箇所（北海道のみ2箇所）設置されています。
2. 地域生活定着支援センターでは、罪を犯した高齢又は障害を有する被疑者被告人、受刑者等への福祉的な支援（帰住先の調整等）を、保護観察所等と協働して行っています。
3. 近年、精神障害のある支援対象者（受刑者等）が増加しています。  
今後は、地域生活定着支援センターが行う帰住調整等の支援において、福祉的な支援だけではなく、**保健・医療領域（保健所等）との連携がより重要**となります。
4. 地域生活定着支援センターの事業は、「**地域共生社会**」の実現を目的とし、また、その結果として、再犯防止にも資することを目的とするものです。  
**保健・医療領域（保健所等）も含めた官民協働・多機関連携による地域全体での支援体制づくり**に、ご理解とご協力をお願いいたします。



## 参考

- 地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）の詳細については、厚生労働省HPの下記URL（QRコード）よりご覧いただけます。  
「高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/kyouseishisetsu/index.html)

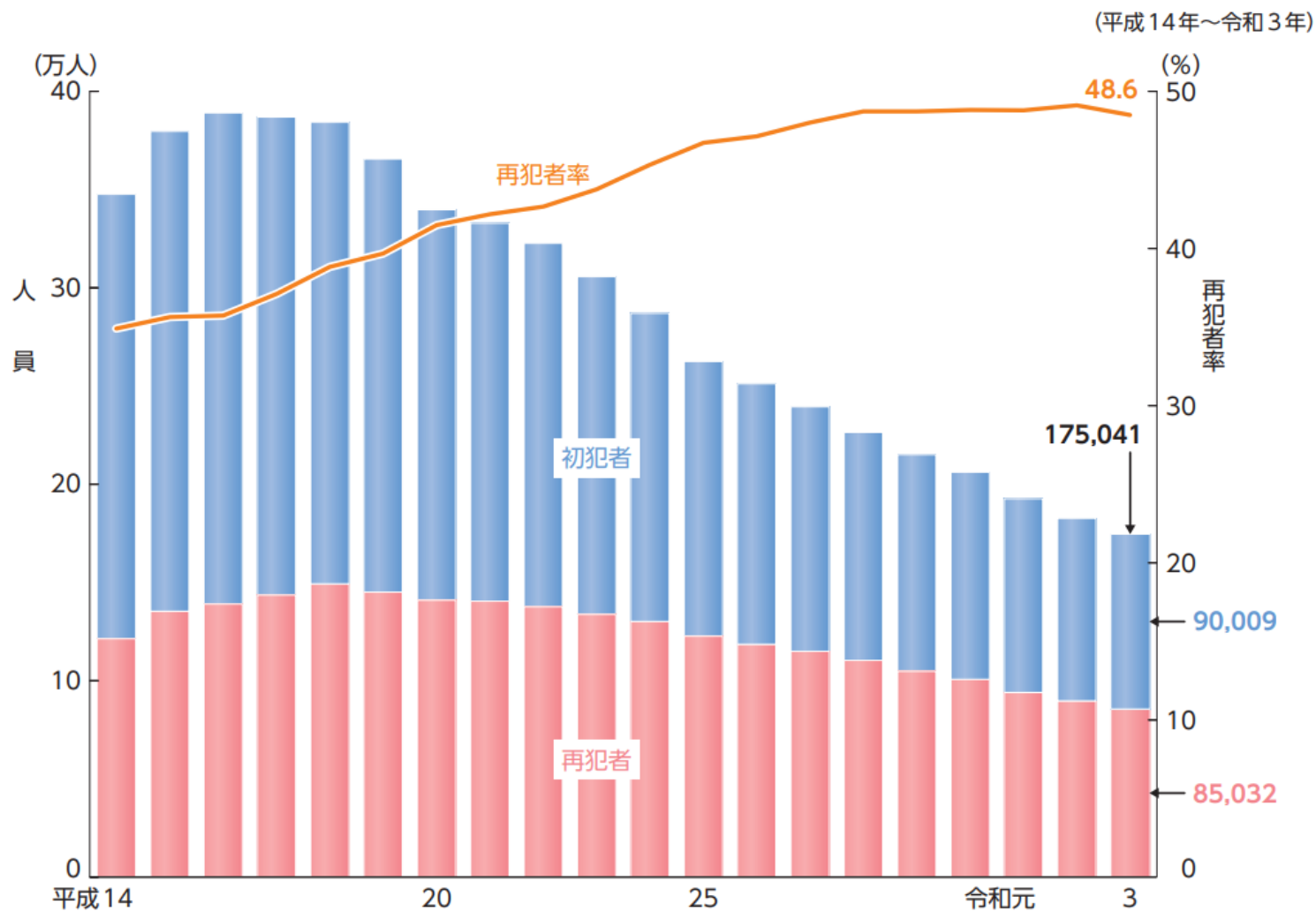




# 参 考 资 料

5-2-1-1 図

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

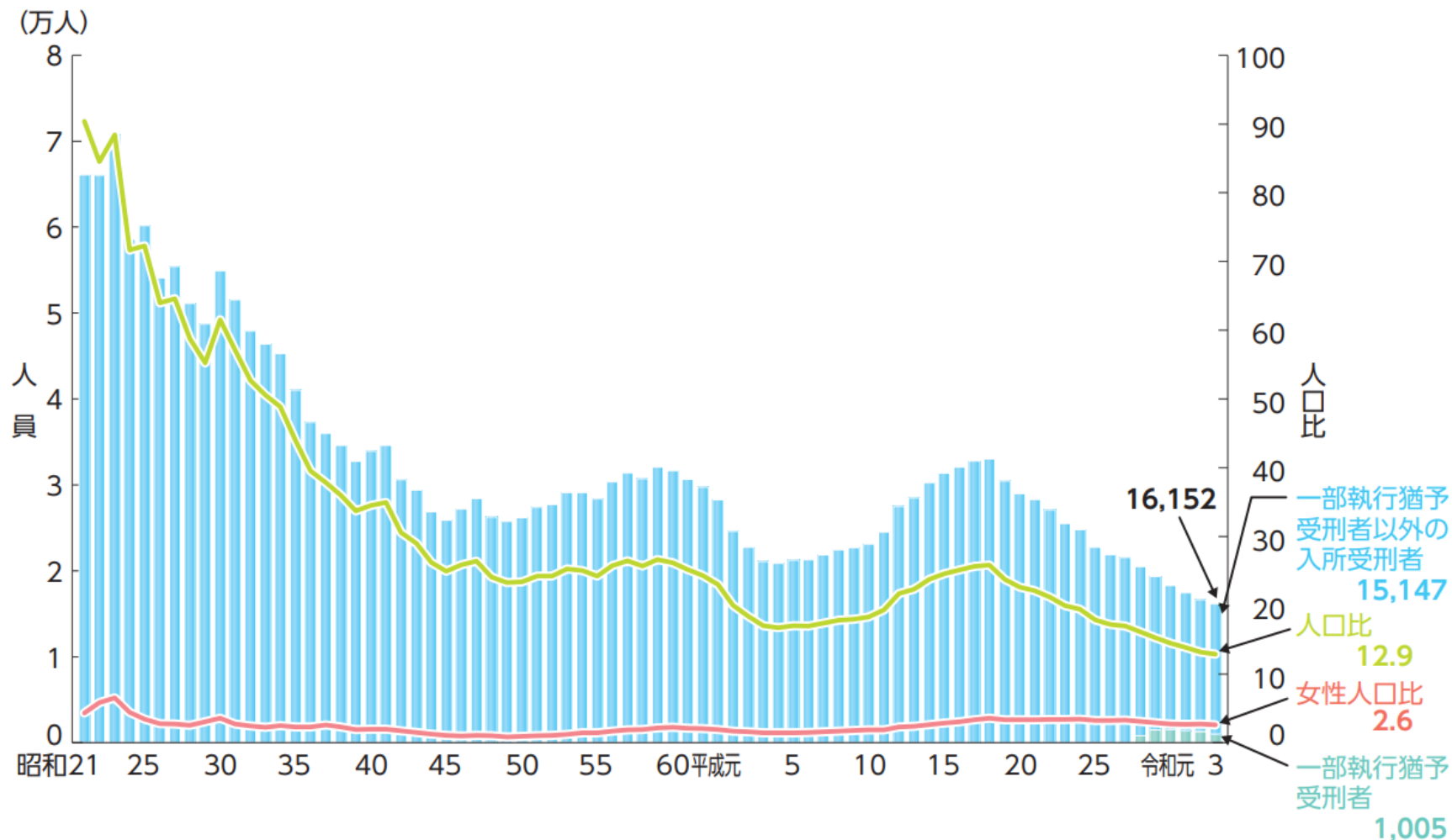


- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

## 2-4-2-3図

## 入所受刑者の人員・人口比の推移

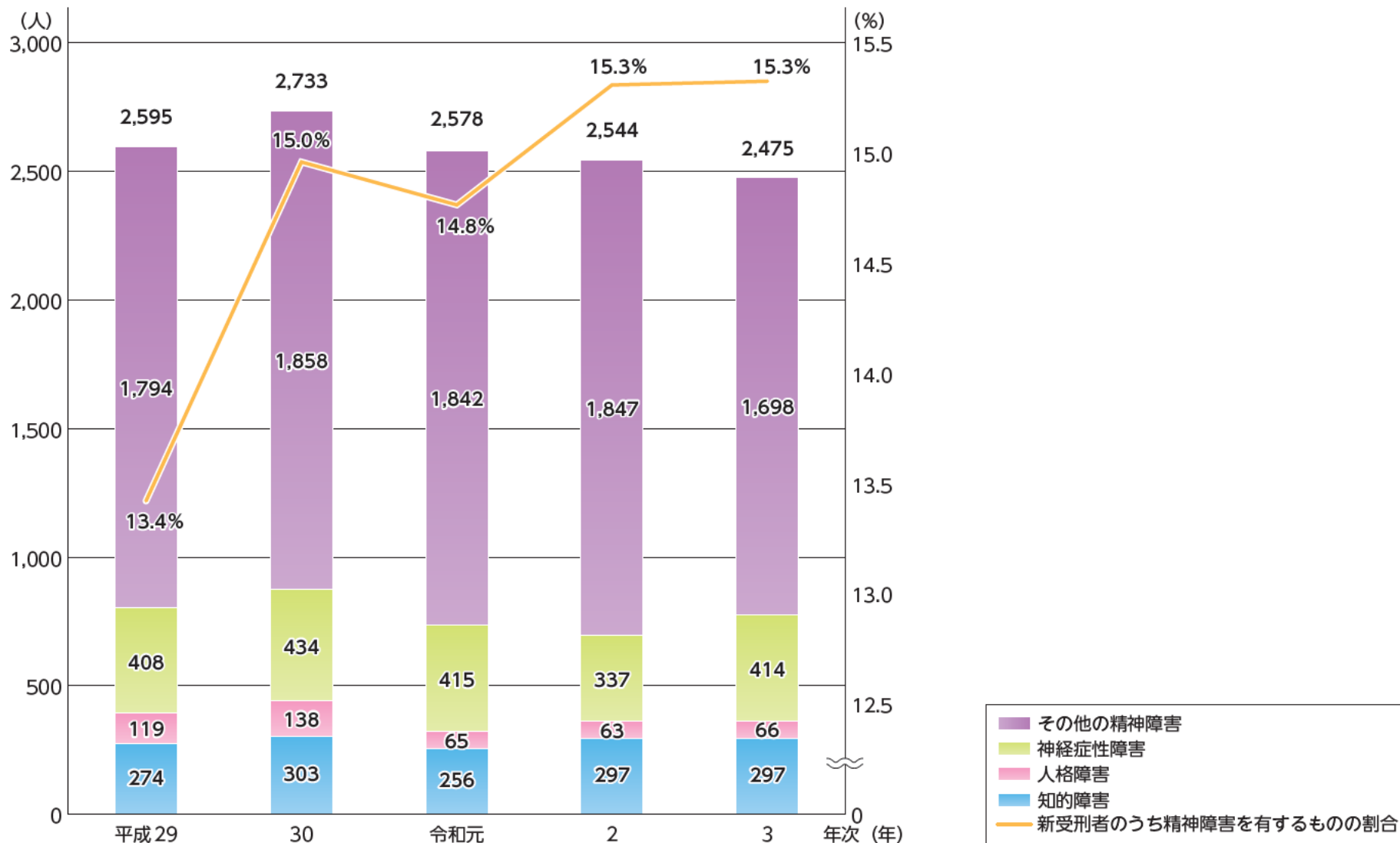
(昭和21年～令和3年)



# 令和4年版再犯防止推進白書 — 新受刑者（精神障害を有する者）の人員及び割合 —

参照：令和4年版再犯防止推進白書：法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/content/001385534.pdf>)

## 特2-1-2 新受刑者（精神障害を有する者）の人員及び割合

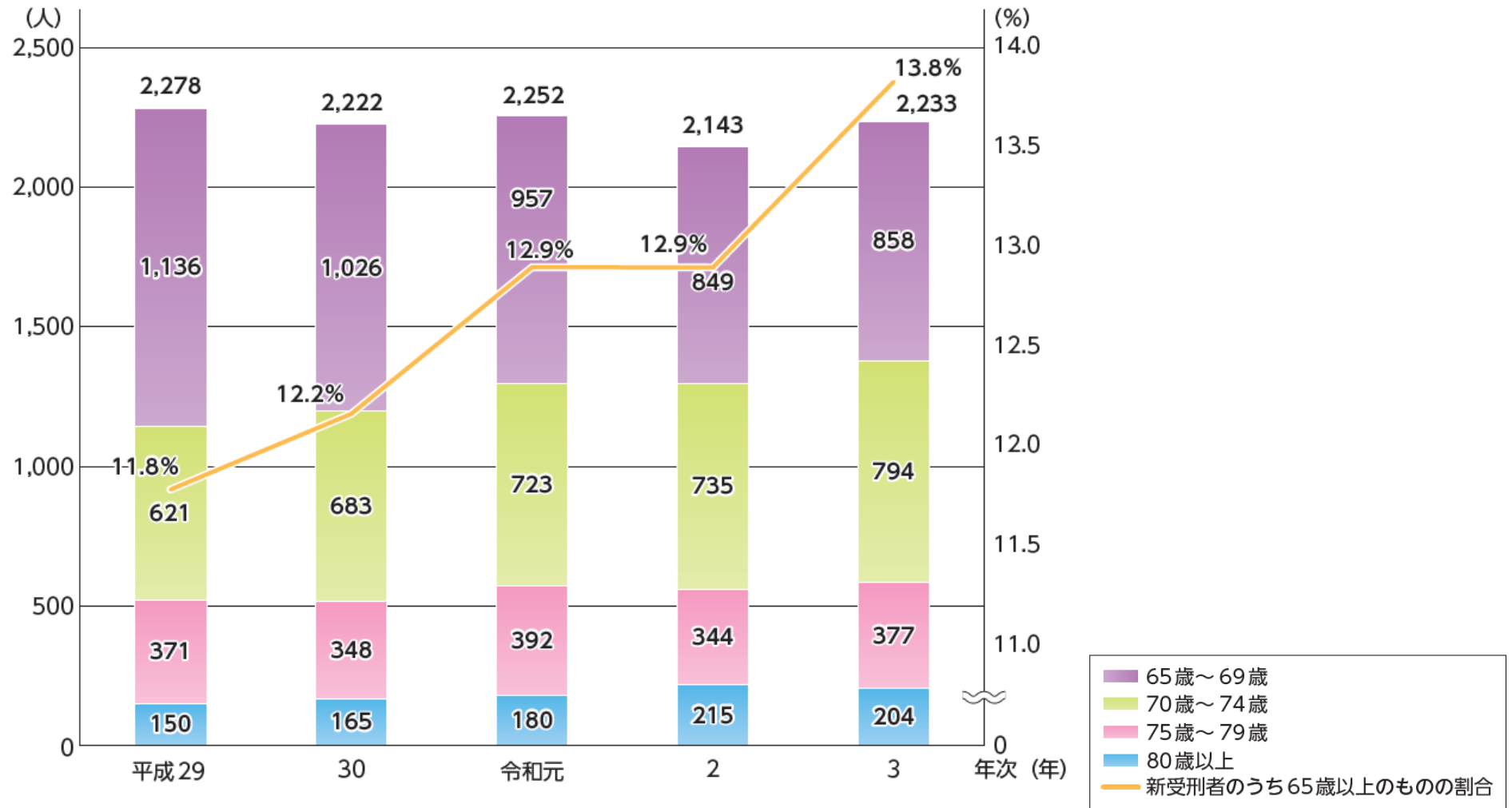


注 法務省・矯正統計年報による。

# 令和4年版再犯防止推進白書 — 新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合 —

参照：令和4年版再犯防止推進白書：法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp/content/001385534.pdf>)

## 特2-1-1 新受刑者（65歳以上の者）の人員及び割合



注 法務省・矯正統計年報による。

## (4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成29年～令和3年)

年次 (出所年)	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成29年	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)

注 1 法務省・矯正統計年報による。

2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。

3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

4 ( ) 内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。